



同期資料の抜き取り調査

2010年7月12日付で《国家税務局：同期資料検査の展開に関する通知》¹が公布され、同日より施行されることになりました。同通知は同期資料の管理を強化することを目的としており、同通知に基づいて同期資料を準備すべき企業に対して抜き取り調査が行われます。抜き取り検査は2008年と2009年の両納税年度をカバーし、サンプルを10%以上要求しておりますので、この10%に該当してしまった場合には調査が行われることとなりますので留意が必要です。

同期資料を作成すべきか否かには基準があり、まず一つ目として2009年1月に公布された《特別納税調整実施弁法（試行）》²の中で、同期資料の作成が免除される企業として次の要件を挙げています。

	対象
(1)	年度に発生する関連購入販売金額（来料加工業務は年度輸出入通関価格で計算）が2億人民元以下で且つその他関連取引金額（関連融通資金は利息回収支払い金額で計算）が4000万人民元以下 （但し、年度内に執行されるコスト分担協議または事前価格決定取決で関係する関連取引金額は含まない。）
(2)	関連取引が事前価格決定取決で関係する範囲に属する。
(3)	外資株式が50%未満且つ国内関連取引方とのみ関連取引が発生している。

一義的には上記要件に達してさえいれば同期資料の作成が免除され、逆に言えばこの要件に達していない場合は同期資料の作成が必要となります。次に、2009年7月に公布され

¹ 国税函[2010]323号：2010年7月12日公布、同日施行

² 国税発[2009]2号：2009年1月8日公布 2008年1月1日施行

た《クロスボーダー関連取引監視及び調査の強化に関する通知》³の中で、「有限な機能及びリスクを負担する企業（多国籍企業が中国国内に設立し、単一生産(来料加工または進料加工)、卸売もしくは研究開発の契約等の有限な機能及びリスクを負担する企業）」に損失が発生した場合は上記要件とは関係なく同期資料の作成が必要とされることになっております。

繰り返しになりますが、同期資料を作成している会社で抽出されてしまった場合は調査が行われることとなりますので、調査に備えて同期資料を整備しておく必要があるといえるでしょう。

以 上

1. 税制、法律、外貨管理制度等は中国当局により変更されることがございますので参考資料としてご利用ください。
2. 本資料は、作成日時点で弊社が入手し得る資料及び一般に信頼できると思われる情報源に基づいて作成されたものですが、情報の正確性、完全性につきましては、弊社で保証するものではありません。本資料の内容につきましては、あくまで弊社の意見を示すものに過ぎませんので、個別の案件につきましては各方面の専門家ご相談されることをお勧めいたします。また、本資料の一部または全部を、電子的または機械的手段を問わず、無断で複製または転送などを行わないようお願いいたします。

³ 国税函[2009]363号：2009年7月6日公布、同日施行